

親子会社の責任論に関する 一考察 (2・完)

—CERCLA と法人格否認の法理—

今 川 嘉 文

～目 次～

はじめに

- I CERCLA の特色と汚染浄化責任
- II 米国の法人格否認の法理の適用基準
- III Best Foods 事件の概要と最高裁判決
- IV CERCLA と親子会社間の責任 (以上, 32巻2号)
- V 日本の環境法の特色と汚染浄化責任
- VI 日本の法人格否認の法理の適用基準
- VII 親子会社の責任論に関する一考察

おわりに

V 日本の環境法の特色と汚染浄化責任

1 問題点の所在

わが国の環境基本法は、国または地方公共団体が公的事業主体となり、事業者による環境汚染に対する浄化措置を行った場合、浄化措置を生じさせた者を原因者として、原因者に浄化措置の実施に要する費用の全部または一部を課することができる (37条)。

米国の CERCLA は環境汚染の浄化除去措置について、①行政側が行い、責任当事者から当該費用を徴収する、または、②CERCLA の規定す

る責任当事者が連邦政府（EPA）または連邦裁判所の命令により直接に行う、という二つの方法を採用している。米国において連邦政府（EPA）または州政府が環境汚染の浄化および有害物質の除去を現実化できるのは、CERCLA に基づく巨額の基金（ファンド）を有しているからである。

他方、わが国の環境基本法においては、国または地方公共団体が公的事業主体として浄化措置を実施し、原因者が環境汚染行為の割合に応じて、事後的に措置費用を分担して負担する。しかし、行政側が公的事業主体として浄化措置を実施するとしても、地方公共団体が広範囲にわたる環境汚染の浄化および有害物質の除去を可能とする極めて多額の費用を現実⁽¹⁾に拠出できるのか疑問である。

汚染浄化措置の費用負担者は、①公害防止事業に係る地域で事業者の業務に関連して、公害の原因となる活動または処理を行う者、②将来において環境汚染の原因となる活動または処理を要することが確実となる行為をなしている者に限定されている。しかし、負担の範囲は環境汚染の防除費用から環境復元費用および被害者救済費用にまで拡大されている⁽²⁾。

そこで、以下において、わが国の環境法を概観し、子会社による環境汚染行為に対する親会社の責任について考察をする。

2 環境基本法の理念と責務

（1）環境基本法の理念

1960年代から1970年代にかけ公害被害が全国規模で発生し、自然環境の悪化が急速に進行した。そこで、1967年に公害対策基本法、1972年に自然環境保全法⁽³⁾が制定され、公害対策立法の中核として、環境行政を方向づけてきた⁽⁴⁾。

その後、大量生産・消費および大量廃棄が進展し、廃棄物の増大とともに、環境問題が将来の世代にまで影響を及ぼすことが懸念されるようになった。従来の公害防止型の対策では、現実に適応できなくなり、1993

親社会社の責任論に関する一考察（2・完）

年に環境基本法が制定された。

環境基本法は、国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とする（1条）。

また、環境保全の基本理念として、環境の恵沢の享受と継承（3条）、環境への負担の少ない持続的発展が可能な社会の構築（4条）、国際的協調による地球環境保全の積極的推進（5条）を掲げている。

環境基本法の理念は、環境を現在および将来の世代ならびに地球生態系から信託された地球公共財としてとらえている。そして、持続可能な地球環境を確保するため、環境資源を社会的正義、公正かつ生態学的諸原則のもとに国民に開かれた形で管理し、再生可能な資源の質を高める⁽⁵⁾ことが求められる。

（2） 国・事業者・国民の責務

環境基本法はその理念を現実化するため、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を規定している。そこで、環境基本法における当該規定について検討をする。

①国および地方公共団体の責務

第一に、国は環境保全に係る基本理念にのっとり、環境保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施する責務を有する（6条）。第二に、地方公共団体は環境保全に関し、国の施策に準じた施策、地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、および実施する責務を有する（7条）。

国が行う環境保全が環境省権限の施策に限定されるならば、環境基本法6条の意義は大きくはない。⁽⁶⁾そこで、環境施策には、国の環境行政部門が行う固有の環境施策に限定されず、開発政策およびエネルギー政策

などに係る環境保全も含なければならない。⁽⁷⁾

また、国の環境政策の一部は機関委任事務として、地方公共団体に委任されている。例えば、大気汚染防止法および水質汚濁防止法における公害規制措置などである。地方公共団体は、自治体の固有事務としての環境政策に加え、条例に基づき、国の法律が規定していない事項に対する規制および異なる観点からの規制（横出し規制）ならびに国の法規制よりも条例による厳格な規制（上乘せ規制）を制定することが可能なのが問題となる。

横出し規制については、地方公共団体が条例により、国の法律が規制していない環境汚染行為を規制することは、一般に許容されている。例えば、大気汚染防止法、水質汚濁防止法および騒音規制法などにおいて、条例がより厳格な規制を定めることを禁止しては⁽⁸⁾いない。

他方、上乘せ規制は、例えば、国の法律が届出制を採用しながら、条例が免許制しているなどである。従来、国の法律が許容していることを、条例により禁止することは許されないと解されてきた。

しかし、1965年頃から、公害汚染が社会問題化すると、住民の健康および健全な生活環境を保護する観点から、条例による上乘せ規制の妥当性が強く主張されるようになった。1970年の法改正により、大気汚染防止法4条および水質汚濁防止法3条を中心として、条例による上乘せ規制が認められるようになった。⁽⁹⁾

企業による環境汚染の被害を多大に被るのは、当該企業が事業活動を行っている地方公共団体の地域であることから、環境政策は各地方公共団体の権限および自主性が尊重されるべきであろう。

②国民の責務

国民は環境保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負担軽減に務め、国または地方公共団体が実施する環境保全に係る施策に協力する責務を負う（9条）。

親子会社の責任論に関する一考察（２・完）

環境基本法は国民に対し、環境への負荷の軽減に努めるだけでは範囲が狭いことから、国または地方公共団体による環境保全に係る施策の協力義務を課している。

しかし、国民は環境保全に係る施策段階に参加する権利は直接的には認めてはいない。⁽¹⁰⁾環境影響評価法は住民が意見書を提出できる機会を設け、住民参加権を一部認めているが、極めて限定されたものといえる。

③事業者の責務

事業者は環境基本法の基本理念にのっとり、以下の責務を負う（８条）。第一に、事業者は事業活動を行うにあたり、これに伴い生ずる煤煙、汚水、廃棄物などの処理その他の公害を防止し、または自然環境を適切に保全するために必要な措置を講じなければならない。

第二に、事業者は物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うにあたり、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合、その適切な処理が図られることとなるように必要な措置を講じなければならない。

第三に、事業者は事業活動に係る製品その他の物が使用され、または廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めなければならない。そして、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務などを利用するように努めなければならない。

第四に、事業者は事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国または地方公共団体が実施する環境の保全施策に協力しなければならない。

このように、環境基本法は事業者が事業活動を行うにあたり、公害防止措置、自然環境の保全措置、廃棄物処理に必要な措置、製品の使用・廃棄による環境への負荷低減に係る努力義務、国・地方公共団体の施策への協力義務を課している。しかし、事業者に事業を現実に執行する以

前の経営方針の立案段階において、環境への負荷の低減を責務としなければ、⁽¹¹⁾環境保全の実行性が損なわれる可能性が大きいといえる。

3 原因者負担の原則（汚染者負担の原則）

環境基本法37条に基づき、国および地方公共団体は、公害または自然環境の保全上の支障を防止するために、国もしくは地方公共団体またはこれらに準ずる者が公的事業主体となり、公害などに係る支障に対する迅速な防止の必要性、事業規模その他の事情を勘案して、必要かつ適切であると認められる事業を公的事業主体が実施する場合において、その事業の必要を生じさせた者の活動により生ずる公害などに係る支障の程度およびその活動がその公害などに係る支障の原因となると認められる程度を勘案して、その事業の必要を生じさせた者にその事業の実施に要する費用を負担させることが適用であると認められるものについて、その事業の必要を生じさせた者に、その事業の必要を生じさせた限度において、その事業の実施に要する費用の全部または一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずることができる。

すなわち、国または地方公共団体が公的事業主体となり、事業者による環境汚染に対する浄化措置などを行った場合、汚染浄化措置を生じさせた者を原因者として、原因者に公害などに係る支障の原因となる程度を勘案して、浄化措置の実施に要する費用の全部または一部を課すことができる。

環境基本法37条は原因者負担の原則（汚染者負担の原則：Polluter-Pays-Principle, PPP）を具現化したものである。ただし、国または地方公共団体が公的事業主体となる実施事業は、原因者に必要かつ適切と認められる事業であり、当該事業に要する費用を原因者に、適正かつ公平に負担させるという限定を加えている。⁽¹²⁾

国または地方公共団体には環境の保全を確保する義務がある。しかし、事業者のある行為が環境汚染の原因となった場合、浄化措置費用および

復元費用を全額、国または地方公共団体が負担するのではなく、これら浄化措置に係る費用の全額または一部を汚染の原因者に負担させることが社会的に妥当であることが多いから、原因者負担の原則（汚染者負担の原則）を採用している。

原因者負担の原則（汚染者負担の原則）の特徴は、負担の範囲が防除費用から環境復元費用および被害者救済費用にまでおよぶことである。また、汚染以外の環境保全に対しては、公費または受益者による負担が認められる⁽¹³⁾。

そして、汚染浄化措置の費用負担者は、①公害防止事業に係る地域で事業者の業務に関連して、公害の原因となる活動または処理を行う者、②将来において環境汚染の原因となる活動または処理を要することが確実となる行為をなしている者に限定されている⁽¹⁴⁾。

米国の CERCLA は環境汚染の浄化除去措置について、①行政側が行い、責任当事者から当該費用を徴収する、または、②CERCLA が規定する責任当事者が連邦政府（EPA）または連邦裁判所の命令により直接に行う、という二つの方法を採用している。

米国において連邦政府（EPA）または州政府が環境汚染の浄化および有害物質の除去を現実化できるのは、CERCLA に基づく巨額の基金（ファンド）を有しているからである。

他方、わが国の環境基本法においては、国または地方公共団体が公的事業主体として浄化措置を実施し、原因者が環境汚染行為の割合に応じて、事後的に措置費用を分担して負担する。しかし、行政が公的事業主体として浄化措置を実施するとしても、例えば、特定の地方公共団体が広範囲にわたる環境汚染の浄化および有害物質の除去を可能とする極めて多額の費用を現実に拠出できるのか疑問である。

さらなる問題点として、企業の経済活動により生じる環境問題の対策が、行政負担によりなされるならば、企業は汚染浄化費用などを負担する必要はなくなる。その結果、当該負担すべき金額に相当する分に関し、

より安価に製品またはサービスを提供することができる。これは公正な取引競争を阻害する要因となる。

例えば、製品の生産過程において、土壌または水質などを汚染する場合、当該汚染の防止および浄化措置ならびに環境復元に必要とされる費用は、原因者が原因者負担の原則（汚染者負担の原則）に基づき負担することになる。そのため、上述した費用は製品またはサービスのコストの一部として、その価格に盛り込まれ、最終的には当該製品またはサービスの消費者が、市場を通じてこれを負担することになる。⁽¹⁵⁾

4 事業者負担法に基づく責任

国または地方公共団体は、公害防止事業費事業者負担法に基づき、施行者として公害防止事業を実施し、必要な費用を公害の原因となる事業を行った事業者負担させることができる。本法は環境基本法に基づき制定され、事業者負担法または費用負担法と略称される。

国または地方公共団体による公害防止事業は、以下に例示するように本法2条2項に列挙されている。すなわち、工場などの周辺の緑地などの整備、有害物質が堆積した河川・湖沼・港湾の浚渫、有害物質に汚染された農用地の客土、下水道施設の設置、工場周辺の住宅の移転事業などである。

原因者負担の原則（汚染者負担の原則）に基づき、これら公害防止事業（汚染物質除去事業）に係る費用は、公害の原因者である事業者が全部または一部を負担しなければならない（2条の2）。事業者が負担する総額、および公害の原因者が複数にのぼる場合には、公害原因の程度に応じて、按分比例して費用負担を課す。

米国の CERCLA は、切迫した危険除去のための応急的な浄化措置に係る事業ならびに有害物質が存在する地域の恒久的な回復を目的とした事業に分類されるが、その種類および内容は制限されていない。

他方、わが国の公害防止事業費事業者負担法は公害防止事業を限定し

親子会社の責任論に関する一考察（２・完）

ている。そこで、汚染された環境の回復および浄化のためには、市街地の汚染土壌対策および地下水浄化事業などにも拡大すべきであるとの批判がある⁽¹⁶⁾。

公害防止事業に要する費用を負担する可能性がある事業者とは、当該公害防止事業に係る地域において、公害の原因となる事業を行ない、または行なうことが確実と認められる者である（３条）。すなわち、事業活動を現在行っている者に加え、将来の時点で事業活動を行うことが確実である者も対象となる。

問題となるのは、事業活動を現在行っていないが、過去に汚染原因となる事業活動を行っていた事業者に対して、公害防止事業に要する費用を負担させることは可能であるのかである。判例上は、遡及適用を正当化する公共の福祉の要請があれば、既得の地位を法律により変更が可能であるとされる⁽¹⁷⁾。

公害とその原因となる事業活動との因果関係は、公害防止事業の施行者たる国または地方公共団体が立証しなければならない。環境汚染の科学的分析をしたにもかかわらず、複数の事業者の寄与率が不明である場合には、同率の負担割合とすることも多い。なお、複数の事業者間における連帯負担の制度はない。

国または地方公共団体は費用負担計画を策定して、事業者が負担すべき金額を決定する。国または地方公共団体は、事業負担に関する審議会の意見を聞いたうえで費用負担計画を策定する必要がある。そして、事業者が負担すべき金額を各事業者に通知する。当該決定に不服のある事業者は取消訴訟を提起することができる⁽¹⁸⁾。

公害防止事業費事業者負担法は、公害の原因者である事業者が汚染浄化費用を負担することを原則としつつ、国または地方公共団体が汚染浄化費用の一部を公費負担としている。そのため、公害の原因者である事業者が負担する費用を、事案ごとに実質的に減額しているといえる⁽¹⁹⁾。

会社経営者は環境汚染の原因となる廃棄物処理または管理に関し、適

切な指示および命令を行わずに環境汚染事故を引き起こし、事業者として汚染浄化費用が課された場合、善管注意義務違反による民事責任を負う可能性⁽²⁰⁾がある。

- (1) 吉川栄一「環境損害と親会社の責任」遠藤美光＝清水忠之編『企業結合法の現代的課題と展開』（商事法務，2002年）256-257頁。
- (2) 淡路剛久編『環境法辞典』（有斐閣，2002年）30頁。
- (3) 公害対策基本法は公害の範囲として、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭を典型7公害として掲げる。
- (4) 鈴木敏央『ISO 環境法』（ダイヤモンド社，2001年）63頁。
- (5) 山村恒年『検証しながら学ぶ環境法入門（全訂版）』（昭和堂，2001年）68頁。
- (6) 山村恒年・前掲注(5) 68頁。
- (7) 阿部泰隆＝淡路剛久編『環境法（第2版追補版）』（有斐閣，2002年）35頁。
- (8) 阿部泰隆＝淡路剛久編・前掲注(7) 43頁。
- (9) 阿部泰隆＝淡路剛久編・前掲注(7) 45頁。
- (10) 阿部泰隆＝淡路剛久編・前掲注(7) 37-38頁。
- (11) 山村恒年・前掲注(5) 68頁。
- (12) 山村恒年・前掲注(5) 74頁。
- (13) 淡路剛久編・前掲注(2) 30頁。
- (14) 吉川栄一・前掲注(1) 256-257頁。
- (15) 阿部泰隆＝淡路剛久編・前掲注(7) 61頁。
- (16) 吉川栄一『企業環境法』（信山社，2002）139頁。
- (17) 名古屋地判昭和61年9月29日判例タイムズ 631号 137頁。
- (18) 山村恒年・前掲注(5) 237頁。
- (19) 淡路剛久編・前掲注(2) 113頁。
- (20) 吉川栄一・前掲注(16) 141頁。

VI 日本の法人格否認の法理の適用基準

1 適用要件の種類と傾向

法人格は会社の対外的法律関係の簡易な処理および利潤追求の便宜のため認められている。しかし、法人格が濫用されたり、その実体を欠く

場合には、具体的な妥当性を図るために個別具体的な事例において法人格が否認され、会社の構成員と会社とが同一視される。当該構成員には親会社などの支配株主も当然に含まれる。

法人格否認の法理は米国で発達し、昭和25年頃からわが国への導入が提唱されたが、学説の大勢は消極的であり、法律上、明文化されなかった。その理由として、①実体法上、一つの法理として認めるための根拠付けが困難であること、②法人格否認の法理によらなくとも、既存法規の解釈により、紛争解決が可能であること、③法人格否認の法理の適用基準が明確ではないこと、⁽¹⁾などが挙げられた。

その後、下級審判決において当該法理を採用するようになり、最高裁判所が昭和44年2月27日判決⁽²⁾において、法人格否認の法理を正面から採用した。最高裁判所は、「法人格が全くの形骸にすぎない場合、またはそれが法律の適用を回避するために濫用されるが如き場合においては法人格を認めることは、法人格なるものの本来の目的に照らして許すべからざるものというべきであり、法人格を否認すべきことが要請される場合を生じるのである」と説示し、法人格が全くの形骸にすぎない場合、または法の適用を回避するための法人格が濫用されている場合、という二つの適用要件を明らかにした。

最高裁昭和44年2月27日判決はリーディング・ケースとして、裁判実務に多大の影響を与え、「法人格の形骸化または法人格の濫用」という要件に基づき、下級審は判断を下している。しかし、その後の下級審判決においては、法人格の濫用説に重点が置かれるようになっている。

すなわち、法人格が単に形骸化しているだけでは法人格否認の法理を適用せず、法の適用を回避するための法人格が濫用されているか、または法人格が形骸化され、かつ法人格の濫用がみられる場合に、当該法理を適用している傾向がある。

法人格が単に形骸化していることだけをもって、法人格否認の法理を適用することは、実質的には個人企業にすぎない会社が極めて多いわが

国の実情を考えると、当該法理が適用される場面は著しく増大し、法の安定性を害するとも言える。⁽³⁾

法人格否認の法理に係る実体法上の根拠としては、わが国では民法1条3項の「権利濫用」の禁止規定の類推適用によるとされるが、制度として確立したものであっても、形式的にそれを貫くことが正義・衡平に反するときは修正が必要とされる。⁽⁴⁾そのため、当該法理の適用には慎重さが求められる。

2 法人格の形骸化説と濫用説

(1) 法人格の形骸化説

会社に法人格が存在することは、会社とその構成員とが別個独立の権利義務の主体とされる。その前提として、会社の意思決定および実行行為が存在し、会社自身に別個独立の財産が存在して、会社の収支と構成員の収支が区別されていることが必要である。当該前提を欠いている場合、法人格は形骸化しているとみなされる。

すなわち、つぎの三要素が存在する状況下においては、法人格否認の法理を適用して、別個独立の権利義務の主体である法人格は形骸化しているとみなす。①会社が株主総会および取締役会などの会社自身としての意思決定手続を行っておらず、親会社を含む支配株主が恣意的に会社経営をしていること、②支配株主の財産と会社財産が継続して混同されていること、③会社の収支と支配株主の収支が峻別されていないこと、である。

そのため、会社財産が減少し、債権者が当該会社から弁済を受けられなくなった場合、会社と支配株主を同一視することにより、会社に対する債権をもって、支配株主に対する債権として責任を追求できる。⁽⁵⁾

法人格の形骸化説に基づき法人格が否認された事例として、東京高裁昭和53年3月3日判決および東京高裁昭和53年8月9日判決がある。両事例は、⁽⁶⁾会社の代表取締役が経営を全面的に掌握し、⁽⁷⁾取締役会または株

主総会は機能していなかった。また、会社財産と代表取締役個人の財産との区別が明確でなく、多額の債務を残して放置している。東京高裁は会社の法人格は形骸にすぎず、会社名義の取引は代表取締役個人のものとして、代表取締役に会社債務の弁済を命じている。

法人格の形骸化説は、会社の意思決定および行為の実質ならびに財産の独立性に鑑みて法人格を否認するものである。しかし、東京高裁昭和53年3月3日判決および東京高裁昭和53年8月9日判決に関し、事実関係を検討すれば、会社形態の利用が客観的に社会通念上認容できないものであることから、法人格を濫用している事例とも考えられる。⁽⁸⁾

また、前述した事件におけるように、支配株主が取締役であれば、法人格否認の法理によらず、取締役の第三者に対する責任規定（商法266条ノ3）⁽⁹⁾で解決すべきであるという見解がある。反面、支配株主が取締役の地位になれば、商法266条ノ3を適用することはできず、⁽¹⁰⁾商法266条ノ3は法人格否認の法理を代替できる局面が限定されているといえる。

（２） 法人格の濫用説

法人格の濫用とは、法人格が認められることにより、会社が構成員とは別個独立の権利義務の主体であることを利用して、違法または不当な目的を実現することである。⁽¹¹⁾例えば、旧会社の債権者による責任追求を困難にするため、または営業資産に対する強制執行を免れるため、新会社を設立して、そのまま旧会社の財産および組織などを新会社に移すことは、法人格の濫用に該当する。

最高裁判所昭和48年10月26日判決は、⁽¹²⁾「取引の相手方からの債務履行請求手続を誤ませ時間と費用とを浪費させる手段として、旧会社の営業財産をそのまま流用し、商号、代表取締役、営業目的、従業員などが旧会社のそれと同一の新会社を設立したような場合には、新旧両会社の実質は前後同一であり、新会社の設立は旧会社の債務の免脱を目的となされた会社制度の濫用である」と説示した。

しかし、本判決に対しては、商法26条の類推適用によっても解決できるのではないかと、⁽¹³⁾という見解がある。また、取締役などの競業避止義務を負う者が自己の支配する会社をして競業行為をさせる場合、競業避止義務規定の解釈により、⁽¹⁴⁾法人格否認の法理を適用するのと同じ結果を導くことが可能であろう。

法人格の濫用説においては、「会社を不正に利用しようとする者が当該会社の支配的株主または取締役などという支配的地位にあり、その者の会社の不正な利用目的が必要とされる」と解するのが通説である。⁽¹⁵⁾

3 環境汚染行為と法人格否認の法理

わが国における親子会社関係の特徴として、子会社に経営権限が全面的に委譲され、親会社と分離独立性の高い子会社から成る企業集団が存在する一方、親会社の事業部門、支店または営業所、工場などの比較的小規模の事業単位を別会社として切り離し、膨大な数のグループ会社を抱えている企業集団が存在している。

後者の場合、分社化された子会社は法律上、親会社から独立した法人格を有してはいるが、親会社への財務面の依存、親会社との経営陣の兼務または派遣、親会社との取引に占める割合が極めて高い中小規模の企業体が少なくない。そのため、子会社の債権者が当該子会社から弁済を受けられなくなった場合、親会社に対する責任を追求するうえで、最高裁昭和44年2月27日判決が下されて以降、⁽¹⁶⁾法人格否認の法理が主として実務上、利用されてきた。

では、子会社の環境汚染行為により生じた浄化措置および有害物質の除去作業並びに第三者に対する損害補償責任を、法人格否認の法理に基づき、親会社に課すことが可能であるのか。

法人格否認の法理に関する判例および学説を検討をすれば、法人格否認の法理の適用については、多数に存在する中小規模会社の子会社では、親会社の経営者が子会社の大株主であり、子会社の実質的な独立性は考

(17)
えがたい。

そこで、法人格否認の法理の適用基準である法人格の形骸化などの内容が明白ではないこと、他の商法規定により同じ結果を導くことができるのであれば、必ずしも適用が容易ではない法人格否認の法理に依存しない傾向がある。

子会社の環境汚染行為に対する親会社の浄化費用負担に係る責任を課すために、法人格否認の法理を適用する場合には、親会社に対する子会社の財政的依存、親会社による子会社の議決権支配、役員の兼任、営業活動の一体化だけでなく、民法上の共同不法行為の有無、問題となった汚染行為に係る子会社に対する親会社の具体的な関与などにに基づき判断をすべきであろう。

- (1) 井上和彦『法人格否認の法理』（千倉書房，1984年） 2頁。
- (2) 最判昭和44年2月27日判例時報551号 80頁。
- (3) 井上和彦・前掲注(1) 121頁，172頁。
- (4) 龍田 節『会社法（第七版）』（有斐閣，2000年） 53頁。
- (5) 永井和之『会社法（第3版）』（有斐閣，2001年） 49頁。
- (6) 東京高判昭和53年3月3日判例時報890号 112頁。
- (7) 東京高判昭和53年8月9日判例タイムズ371号 80頁。
- (8) 井上和彦・前掲注(1) 153-154頁。
- (9) 永井和之・前掲注(5) 50頁。
- (10) 井上和彦・前掲注(1) 130頁。
- (11) 永井和之・前掲注(5) 51頁。
- (12) 最判昭和48年10月26日最高裁判所民事判例集27巻9号 1240頁。
- (13) 龍田 節・前掲注(4) 51頁。
- (14) 龍田 節・前掲注(4) 51頁，永井和之・前掲注(5) 51頁。
- (15) 永井和之・前掲注(5) 52頁。
- (16) 吉川栄一「環境損害と親会社の責任」遠藤美光＝清水忠之編『企業結合法の現代的課題と展開』（商事法務，2002年） 256-257頁。
- (17) 吉川栄一『企業環境法』（信山社，2002） 144頁。
- (18) 吉川栄一・前掲注(17) 149頁。

VII 親子会社の責任論に関する一考察

1 問題点の所在

本稿は、「子会社による環境汚染行為に対し、親会社は汚染浄化および有害物質の除去責任またはその費用を負担しなければならないのか」という問題をテーマとして、親子会社間の責任論を考察してきた。

ある会社が他の会社の圧倒的多数の株式を保有している場合、当該他社の支配権を確立して、主従関係が形成される。会社間の支配主従関係のもとで、支配会社の経営者による権限の逸脱または濫用行為がなされることがある。商法はこのような会社間の支配服従を資本関係の観点から親子会社と定義し、一定の規制をしている。

近年、純粋持株会社の解禁、株式交換・移転制度の創設により、完全親子会社関係を円滑に実現することが可能となった。完全親子会社は形式的には完全に別法人である。しかし、完全親子会社は実質的および経済的に一体的な関係にあり、子会社の財産は親会社の財産である場合が多い。

完全子会社は完全親会社の一事業部門としての地位を有している。そのため、完全親子会社の責任論については、その形式を重視するだけでなく、実質に則した解釈をすることが求められるであろう。⁽¹⁾

2 米国法の示唆

米国の CERCLA は汚染の浄化除去義務を負う者を潜在的責任当事者として、有害物質の発生源、運送業者、汚染施設（土地）の所有者、操業者を列挙している。また、問題となった汚染施設（土地）を賃借して利用している者（会社）であっても、操業者に該当する。

とりわけ、汚染施設（土地）の操業者が汚染浄化および有害物質の除去に係る費用を負担できない場合、当該操業者の親会社に費用負担責任を課すことがある。

判例を概観すれば、その適用基準は、①親会社が子会社の経営陣を選別または派遣していること、②親会社が子会社の施設の操業計画を立案していること、③親会社が子会社の有害物質の処理策に関与または指示を出していること、④親会社が子会社の経営、財務、人事および廃棄物処理政策に日常的に関与し、指示を出していることである。

これらの要素が存在しているならば、「親会社は子会社の操業に現実的かつ多大の影響を及ぼし、子会社の操業を支配している」として、親会社を CERCLA 上の「操業者」に該当するとして、直接責任を課している。

わが国の環境基本法および公害防止事業費事業者負担法は、原因者負担の原則により、環境破壊の防止および汚染された環境の復元などに要する費用負担を、環境汚染の原因者たる事業者に課している。しかし、環境汚染の浄化費用および第三者に対する被害補償をするために十分な支払能力を原因者が有していない場合、当該原因者の親会社が原因者たる子会社に代わり、これら費用を負担すべきかについて明確ではない。

そこで、米国の CERCLA に基づき親会社に直接責任を課している事例を参考として、原因者の親会社が環境汚染の浄化費用および被害補償の負担を課するためには、「親会社が事業の一環として、原因者たる子会社の施設の操業計画を立案し、廃棄物および有害物質の処理策に日常的に関与し、具体的な指示を出していること」という事実が必要であろう。

すなわち、親会社が直接に環境汚染および有害物質の廃棄を、原因者たる子会社の施設を通じ行わせているならば、当該親会社は環境汚染の浄化費用の支出および第三者に対する被害補償を負うことになると考えられる。

3 親会社の責任

親会社が一事業部門を独立させた完全子会社を所有し、当該子会社の取締役は親会社からの出向者で占められている場合などにおいて、子会社による不当または違法な事業活動に対し、法人格の独立と親会社の責

任が問題となる。

米国では親会社は子会社の事業活動から生じる債務について、法人格が異なるのであれば、独立した法主体として親会社の責任は制限される。そのため、親会社は会社の法人格を不公正または不適切な方法で使用する目的に基づき、子会社の支配をしている場合でないのであれば、子会社の設立および経営は全く違法ではない。⁽²⁾

例えば、多大のリスクを伴う新規事業に進出するため、親会社は自己責任を回避または制限する目的をもって、子会社に当該事業を行わせるのである。このような状況下において、法人格否認の法理を緩やかに適用するのであれば、投資または雇用の拡充を阻害する可能性がある。

それに対し、米国の CERCLA は異なる法人格による「責任制限の原則」という会社法上の法理を越えて、子会社の環境汚染行為に対する親会社の汚染浄化費用の負担責任を判例上、認めている。

すなわち、第一に、CERCLA は所有者または操業者などの概念を広く解釈することにより、親会社に直接責任を課す方法である。第二に、親子会社間の法人格否認の法理を緩やかに適用して、親会社に間接責任を課す方法である。第二の方法は、第一の方法に基づき親会社に直接責任を課すことが困難な場合、適用されることが多い。

わが国の公害防止事業費事業者負担法は、公害の発生の原因者となった事業者であり、現在および過去において問題となった事業を行ったことに加え、将来、当該事業活動を行うことが確実とみなされる事業者を、汚染浄化費用を負担すべき者と規定しているにすぎない（3条）。

では、汚染浄化費用を公害の発生の原因者となった事業者の親会社に対して直接責任を課すことは可能であろうか。例えば、水質汚濁防止法は工場または施設を設置した事業者に、排出基準に適合しない水の排出を禁止している。当該規定に反して他者に損害を与えた場合、無過失の損害賠償責任を課している。

そこで、親会社が工場または施設の操業を行い、有害物質を含む廃液

親子会社の責任論に関する一考察（2・完）

または排水の処理を子会社に委託し、当該子会社が土壌または地下水を汚染させたのであれば、親会社は汚染浄化費用を負担することになるであろう。⁽³⁾ また、法人格否認の法理を適用する場合には、民法上の共同不法行為の有無、問題となった汚染行為に係る子会社に対する親会社の具体的な関与などに基づき判断をすべきであろう。

- (1) 第二東京弁護士会会社法研究会編『親子会社の設立・運営・管理の法務』（第一法規，2002年）4-16頁。
- (2) 吉川栄一『企業環境法』（信山社，2002）42頁。
- (3) 吉川栄一・前掲注(2) 144頁。

おわりに

本稿は、子会社による環境汚染行為に対し、親会社は汚染浄化および有害物質の除去責任またはその費用を負担しなければならないのかについて、日米の環境法および会社法の観点から、適用基準および支配者概念について検討を通じ、子会社の行為に対する親会社の責任を考察した。

わが国の商法において法人格否認の法理は明文化されていない。学説上、商法266条ノ3が代替的機能を有したていとされるが、実質的支配者が取締役の地位になれば、同条規定を適用することはできない。

米国の CERCLA は異なる法人格による「責任制限の原則」という会社法上の法理を越えて、子会社の環境汚染行為に対する親会社の汚染浄化費用の負担責任を判例上、認めている。

すなわち、第一に、CERCLA は所有者または操業者などの概念を広く解釈することにより、親会社に直接責任を課す方法である。第二に、親子会社間の法人格否認の法理をゆるやかに適用して、親会社に間接責任を課す方法である。第二の方法は、第一の方法に基づき親会社に直接責任を課すことが困難な場合、適用されることが多い。

わが国の公害防止事業費事業者負担法は、公害の発生の原因者となっ

た事業者であり、現在および過去において問題となった事業を行ったことに加え、将来、当該事業活動を行うことが確実とみなされる事業者を、汚染浄化費用を負担すべき者と規定しているにすぎない（3条）。

では、汚染浄化費用を公害の発生の原因者となった事業者の親会社に対して直接責任を課すことは可能であろうか。例えば、水質汚濁防止法は工場または施設を設置した事業者に、排出基準に適合しない水の排出を禁止している。当該規定に反して他者に損害を与えた場合、無過失の損害賠償責任を課している。

そこで、親会社が工場または施設の操業を行い、有害物質を含む廃液または排水の処理を子会社に委託し、当該子会社が土壌または地下水を汚染させたのであれば、親会社は汚染浄化費用を負担することになるであろう。

子会社の環境汚染行為に対する親会社の浄化費用負担に係る責任を課すために法人格否認の法理を適用する場合には、親会社に対する子会社の財政的依存、親会社による子会社の議決権支配、役員の兼任、営業活動の一体化だけでなく、民法上の共同不法行為の有無、問題となった汚染行為に係る子会社に対する親会社の具体的な関与などに基づき判断をすべきであろう。

本稿における付随的問題として、米国に進出する日本企業にとり、CERCLA の影響が多大であることである。米国に進出する日本企業が汚染の原因者でなくとも汚染浄化責任を負う可能性があり、その費用は極めて高額である。米国に販売子会社を設立することから、工場建設による進出（グリーン・フィールド進出）およびM&Aによる進出が活発化している。

それ故、日本企業が汚染の発生者でなくとも、「現在の所有者」として、平均浄化費用として、数千万ドルとも言われる汚染浄化費用を負担しなければならない可能性は高い。⁽¹⁾米国に進出する日本企業の多くは、依然として、日本の親会社による管理および意向の影響は強い。その結果、

親子会社の責任論に関する一考察（２・完）

日本の親会社が施設の実質的管理者および所有者として、責任を問われることは否定できない。

- (1) 東京海上火災保険株式会社編『環境リスクと環境法～米国編～』（有斐閣，1992年）166-168頁。